

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第4回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和4年8月10日(水)9時55分～12時15分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員 (3名)	原田いつみ 松枝千鶴 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員 (3名)	喜納浩信 白石裕治 日高実禎(敬称略)
	使用者代表委員 (3名)	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎(敬称略)
	事務局 (3名)	中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況 専門部会進行時の配付資料 1 公益委員の見解 2 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書	

○ 山本部会長

おはようございます。定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、令和4年度第4回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたしたいと思っております。

先ず、本日の部会の成立の状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田室長

本日の専門部会は、全ての委員にご出席いただいております。定足数を満たし、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本部会長

ありがとうございます。本専門部会は成立しているとのことですので、早速審議に入りたいと思っております。

まず、お手元に事務局からの資料があるかと思っております。全国の結審状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 勝田室長

本日配布の資料について、ご説明いたします。

資料1は、令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況でございます。

現在、30の労働局で結審しております。

Aランクについては、Aランクに属する6労働局、すべての労働局において、目安どおりの31円引き上げで結審しております。

Bランクについては、Bランクに属する11労働局のうち、8労働局において結審しており、

目安どおりの 31 円引き上げが 6 労働局、プラス 1 円の 32 円引き上げが 2 労働局となっております。

C ランクについては、C ランクに属する 14 労働局のうち、9 労働局において結審しており、目安どおりの 30 円引き上げが 7 労働局、プラス 1 円の 31 円引き上げが 2 労働局となっております。

D ランクについては、D ランクに属する 16 労働局のうち 7 労働局において結審しており、目安プラス 1 円の 31 円引き上げが 2 労働局、目安プラス 2 円の 32 円引き上げが 4 労働局、目安プラス 3 円の 33 円引き上げが 1 労働局となっております。

効力発生予定日は、10 月 1 日が 22 労働局、10 月 2 日が 3 労働局、10 月 5 日が 5 労働局となっております。

以上でございます。

○ 山本部長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの結審状況につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○ 山本部長

それでは、特にご質問等ないということですので、前回、労使それぞれからご主張いただきました具体的な金額としましては、労側からは 34 円の引き上げ、使側からは 27 円の引き上げということで、個別に交渉した後も、この額は変わっておりません。

労使とも歩み寄っていただいた結果、こうだったということですので、まだ間には 7 円の開きがあります。そこで、これ以上の審議を進めることは困難であると判断して、今回は終了して間を置いたということになります。今回は、本日結審を目指そうとなっているかと思いますが、それぞれ各側で、どれくらい歩み寄ることが可能か、再度ご提示があればお願いをしたいと思います。まず労側からいかがでしょうか。

○ 白石委員

まず最初に、主張についてですが、やはりこの法律の意味というのを頭に置かないといけません。憲法で、健康で最低限の生活を営むというのが、日本国憲法で保障され、その下に最低賃金の法律もございまして、ここの審議の中で、最低限度の生活をというところの最低賃金だということ、その方向性だとか変わるといけないということ、これを頭に置いていただけたらと思います。

次に、配布しました資料についてです。鹿児島県保険福祉部子ども福祉課が平成 29 年 6 月に調査しました鹿児島子供調査から説明したいと思います。やはり、生活に困っているという人は、就業形態だとか、扶養の仕方だとか、いろんな面で賃金の低さとかあろうかと思いますが、県が調査した結果によりますと、結果の概要として、A 類の世帯というところが、等価可処分所得が中央値の 2 分の 1 の 122 万円未満の世帯、B 類が 122 万円以上 244 万円未満、そして、C 類が 244 万円以上ということで、調査が行われています。可処分所得が 244 万円以上ある C 類世帯が 43.1% と最も多く、次に 122 万円以上 244 万円未満である B 類世帯が 39.6%、可処分所得が 122 万円未満である A 類の順になっています。所得の割合別世帯を見ると、母子

世帯では、A類が39.7%と約4割を占めており、他の世帯類型と比べて、母子世帯は特に所得が低い傾向にあるということがわかると思います。また、A類世帯とB類世帯を合算しますと、母子世帯では74.8%、父子世帯では69.4%と7割近くを占めている。また、母子世帯や父子世帯には、所得の面で大きな差異があることが伺えると思います。

次に、保護者の就労形態で見ると、父親については、父子世帯で二人親世帯と比べて、正規雇用の割合が低く、非正規雇用や自営業の割合が高い状況となっております。母親については、母子世帯で二人親世帯と比べて、正規雇用の割合が高く、自営業や無職・その他の割合が低い状況である。これは、二人親世帯の一部の世帯において、父親が主たる収入を得ながら、母親が専業主婦あるいはパートなどの非正規雇用で就労をしていることが伺えると思います。一方で、母親が主たる収入を得ている母子世帯においては、正規雇用が36.3%と約4割を占めています。二人親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は非常に低くなっているということが伺えると思います。このように、性別で見ると、母親は世帯類型に関わらず、父親に比べて正規雇用の割合が低く、非正規雇用の割合が高い。所得類型においては、母子世帯はA類世帯の割合が非常に高い。そして、これには強い相関性があることが見られます。

次に、子供の進学で見ると、高枝までの進学を希望する保護者の割合は、A類世帯が最も高いが、大学までの進学を希望する保護者の割合は、A類世帯が最も低いとなっております。やはり所得が低いA類では、高校までは行かせたいという強い意志があると思っております。

次に、経済的理由で子ども自身が自らの進路に不安を抱いている。これは、子ども自身がというところでのアンケートですが、子ども自身が不安を抱いている様子があるかとの質問に対して、A類世帯の25.6%が不安を抱いている。また、保護者が子どもの進路に不安を抱いているかとの質問に対して、A類世帯の72.4%が不安を抱いている様子が伺えると思います。経済的な理由により子供の将来に不安を抱く割合は、子どもも保護者もA類世帯が最も多くなっております。

そして、医療機関の受診におきましては、経済的な理由から医療機関で子供を受診させることをためらった経験がありますかという問いに、あるとの回答は、全体の15.3%であったが、所得類型別にみると、特にA類世帯では、受診をためらった経験が32.3%となっており、A類世帯の3分の1程度を占めているとなっております。

次に、家計支出についてですが、家計支出が困難であった割合については、食料、衣類、学用品、公共料金などすべての項目について、A類世帯が最も高くなっている。過去1年間に経済的な理由で学用品が買えなかったというようなことで見ると、よくあったが5.6%となっております。ときどきあったが16.4%、稀にあったが17.3%を占めていて、全体の36.3%、約4割がその状況になっているのが伺えます。また、過去1年間に経済的理由により公共料金を支払えなかったことがあるかの問いに、A類世帯の29.0%、約3割があったと回答しています。

全体的に見まして、母子世帯におけるA類世帯の割合が約4割を占めており、他の類型と比較して、母子世帯は特に所得が低い傾向にあるということ。そして、二人親世帯と母子世帯や父子世帯には、所得の面で大きな差があることが伺えると思います。また、母子世帯においては、二人親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は非常に低くなっている。子ども自身が希望する進学先や保護者が望んでいる子どもの進学先についても、子どもの学習機会と同様に、類型により大きな差があり、経済的な理由が影響していることが伺えると思います。また、将来の不安についても同様に、類型により大きな差が生まれて、経済的な理由が影

響していることが、これで読みとれるのではと思っております。特に、A類世帯は、家計支出が困難であったとする全ての項目で、他の世帯と比較して大きな値を示しており、家計支出が非常に厳しい状況が伺えると思います。

この県が調査しました表を見ましても、やはり生活に困っている人が、日常生活の中でどのような状況なのかというのが、手に取ってわかるのではないかと考えております。

次に、就業形態別労働者1人平均1時間あたりの賃金ということで、この資料は、第2回本審の資料から抜粋しております。今年と昨年を比較した場合、パート労働者の場合、平成3年3月で時給1,014円、平成4年は1,091円、昨年と比べて77円上がっている。そして4月も同様に、74円上がっている。パートの賃金も前年に比べて、上昇していることが、審議会の資料で見てもおわかりになりますので、よろしく願いいたします。

最後に、倒産状況について見ますと、これも審議会の資料より抜粋しております。鹿児島県内の経済状況ということで、財務省九州財務局が発表した県内月別倒産件数の推移から見ても、過去3年で突出しているものではないと伺えるものでありますし、日本銀行鹿児島支店のグラフでも、倒産件数が、4月で6件、5月で4件と突出していない。東京データバンクの都道府県別の推移ということで、2021年の上半期と2022年の上半期と比較をしてみますと、鹿児島県の場合、2021年の上半期が31件、そして2022年が27件となっております。同様に、2019年と2020年を見ましても、さほど突出したものではないとわかると思います。また、原因別倒産状況の推移ということで、原因別の倒産状況を見ますと、販売不振が最も多くなっているということで、この数字を見れば一目瞭然かと思っております。次の要因別で見た人手不足関連倒産ということで見ると、倒産件数の全体に占める割合は、2020年時点で5.97%となっておりますが、要因別に見ると、求人難型、従業員退職、人件費高騰に比べて、後継者がいない倒産の割合が、非常に高くなっているということが伺えると思います。

最後に、休廃業、解散というところで見ますと、代表者の年齢が70代というところが最も高く42.7%、また70代以上が全体を占める割合は、年々高くなってまいりまして、2021年は6割を超えてとなっております。最低賃金を上げたということで、これが直接倒産とか廃業にというようなデータではなくて、ほかに原因があるというようなことが、もらった資料でもわかると思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、今日もらったほかのところ、都道府県の審議の内容ですが、やはりA、B、C、Dランクありますが、特に、Dランクは目安プラス2円だとか、3円とでしております。ここところは、目安と地域間格差のところ、各Dランクの意識が高く、上げていかないと格差が埋まらないということも踏まえて、こういう結果になっているのであらうと思っております。

私どもの方は、目安の金額、前回と変わらず、34円のままということで主張したいと思えます。

○ 山本部長

ありがとうございます。今、資料に基づきまして、ご主張なされたかと思えます。最終的には、金額として34円で前回のままというご主張であったかと思えます。今のご主張につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。どうぞ。

○ 瀬平委員

今、倒産の数値等、資料に基づいてお話しいただきましたが、現状としては、これだろうと思っております。これまで倒産は、史上最低という形と言われております。それはなぜかと言いますと、政府の支援が非常に大きかった。これは、皆さんご存じのことですが、そういう状況で倒産件数が少なかった。先般、私の方で申し上げましたが、これから倒産が起こるのではないかというのは、政府の支援によって、ゼロゼロ融資というような形で融資もあって、今、現在も返している方もおられるのですが、さらに、令和5年度には返済の時期が来られる人たちがいる。今、物価も、仕入価格も上がっており、そして、コロナの第7波もあり、8波もあるかもしれない状況の中で、また、返済が重なるということで、かなり事業者の方々は、厳しい状況ということで、これまでの状況は、このとおりと思っておりますが、そういう状況にあるということをおし添えておきたいと思っております。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかに何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続きまして、使側の方からご主張お願いいたします。

○ 濱上委員

今、鹿児島子供調査ということで、お話を伺いました。こういう数字が、データに基づいて出てきているということで、これについては、十分理解はしているところでございます。

一方で、開き直るつもりはございませんが、やはり、企業として、事業者として支払わなければならない。そのためのどれだけ原資があるのかというのが、1番の問題になるわけです。先般からそれとこれは別だというような、それは経産省マターじゃないのと、これはあくまでも厚労省の最低賃金、生活者を守るためということではわかるのですが、事業主の方も財布は1つでありまして、扶養の問題にしても、原資の問題にしても、労働者の生活を守ることに関しましても、財布は1つでありますので、あらゆることに対応しなければいけない。3つの要素ですが、労働者の生計費、賃金、支払能力、これもきちっと入っているわけですので、事業者が別に楽をしようとか、贅沢をしようということではなくて、特に、中小零細は如何にして融資を受けて、運転資金を回して、その中からきちっと賃金を払っていくかと大変苦慮しているわけです。ここ2年コロナで苦しめられ、ようやく出口が見えてきたかなという矢先に、また、昨日も3800ですか、過去2番目の数字が出る。せっかくお盆商戦とか、夏休み商戦とか盛り上がってきているのに、これに水を差さないか、ヒヤヒヤしている事業主は多々ございます。それから、倒産の話もありましたけれども、雇調金とか、ゼロゼロ融資で何とか倒産しない努力をするわけです。最賃が上がったからといってすぐ倒産するわけではなくて、大変な企業努力をしたうえで、事業として何とか存続させようとしているわけです。ただ、コロナだけではなく、今度は物価高、これは生活者の方にも負担をかけていますが、ある意味事業主にも、企業物価指数を見れば9.2%と非常に高い数字が出ています。昨日の朝日新聞の記事ですが、物価高の倒産が相次いでいると、いよいよ出てきたと感じています。返せないうえに、経費が上がっていくと、いよいよ閉めなければ、廃業しなければいけない。これは、昨日の朝日新聞ですが、7月では、単月では最多になったと。鹿児島状況はわかりませんが、全国の数字ではありますが、非常に気になる数字が出てきています。先行きがわからないというのが、事業主も恐れております。去年の今頃も話をして、何とかコロナも収まっていくのではなからう

かと、期待感を持ってあのような形になったと思います。ところが、誰がロシアによるウクライナ侵攻を予想できたのだろうか、何が起るか分からないという中で、それは遠い外国のことではあるのですが、経済に直結するわけです。そういったときに、血のにじむような努力をして、何とか存続させよう。そういった意味で、手厚い雇用調整助成金とか、いろいろあったということで何とか存えてきた。ゼロゼロ融資があったが、あれも1年か2年でコロナは収まろうであろうということで借りたのだらうと思いますが、収まるどころか収まらない。経済と事業、社会の両立というやり方を慣れては来ていますが、やっぱり数字的なことを見ると、感染者数のことを見ると、非常に事業主としては不安だという声が非常に多いです。そのことだけは申し上げたいと思います。

数字ですが、他県の状況などを見て、ただ我々が説明できるデータ、指標に基づいて説明できることと言えば、目安を尊重することと言えば、30円。30円であれば使用者として賛成という形になるということです。以上です。

○ 山本部会長

ありがとうございます。今、使用者側から倒産の懸念もあり、今後増大するかもしれないというご主張の上で、目安を尊重するという観点から30円と歩み寄っていただいた提案がなされたかと思えます。ただ、この間にはまだ4円の開きがございますので、ただ今の使用者側からのご主張に対しまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○ 喜納委員

ありがとうございます。目安まで歩み寄ったということには感謝したいと思います。前回もお話しましたが、民間で事業をやっている以上厳しい状況は毎回ある。最低賃金の1つの役割として、もちろん厳しい生活者に対してそれを保障していくということがありますが、もう少しみんな、使側も労側も公益側の皆さんも、最低賃金がいま持っている状況の意味であります。例えば、中小で働いている人もいっぱいいます。報道に出ているように、価格転嫁ができない。次々に仕入れの価格が上がっていて追いつかないという実態は、私も聞いています。ただそれをお互いに出して、それから業界、サプライチェーン、政府、行政、最終的には消費者にそれをわかってもらうことも含めて今後やっていかない限り、それはどうしようもないし、適正価格が得られません。また言いますが、きちっと転嫁ではありませんが、生産性を上げたり、多少働く残業を減らしたり、いろんな工夫をしながら利益を上げているところもあります。今、鹿児島でも全国でも、労働者の不足、有効求人倍率が高い状態が続いています。厳しい言い方をしますが、なかなか利益を上げて事業を継続できなければ、労働者の移動、それも私はやむなしと思っていますので、きちっと最低賃金を引き上げて支払える、それから利益を上げる事業所に労働者も移ればいいのかというふうに、厳しい言い方かもしれませんが、そうしないと全体の生産性も、社会的な景気の回復もしないと私は思っています。双方厳しい思いをするけど、総じて日本の社会経済にプラスになると思っております。一緒になって乗り切るということで、働く側も努力をしていますので、それはきちっと経営の方から話をして、話し合っ、どうやったら企業を継続できるかということ突き詰めるとともに、何回も言いますが、政府、経済、業界、社会、消費者に向かって、適正料金を上げるためにあった価格転嫁をしていくこ

とを含めて、僕らが発信する役割を持っているものと私は思っております。そのように私は考えています。

もう一つ、ずっと使用者側、労働者側、それから行政の方で、全県 1,000 円を目指すというのは、フルタイムで働いて 1,000 円の時間給があれば、ほぼ高卒初任給に若干足りないのですが、それでやっと生活が成り立つだろうということ。そういう目安をもって向かっているのですが、やはり、それが 7 年、10 年、かかっているとは、決して労側としては思っていないので、それに目安がつけられるそういった金額を使側の皆さんに考えていただければと思っております。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○ 瀬平委員

ただ今のお話に関して、一言申し上げたいのですが、事業者側も最低賃金は引き上げたい。上げられるのであれば上げたいという話をいろいろ聞きますが、そういう事業者はいらっしゃいます。今おっしゃられて、従業員の方々が苦しいので、事業者はそのまま言い値で上げろという話のように聞こえてしまうので、話をするのであれば、上げる幅の話をして、事業者側の苦しまないある程度なんとかできるという形で、従業員の方々を足らないけどここまでは。急激に上げてしまうと苦しむ事業者の方が非常に多いという話をしているので、そこをなんとかお互い共有していくために、上げ幅についてはお互いが了解できる場所という話なので、賃金の上げ幅も上げられないところは、労働者はほかの企業に移れば良いという話は、本当に乱暴ではないかと思えます。そのことだけ申し上げたいと思えます。

○ 山本部長

ほかにありますでしょうか。どうぞ。

○ 岩重委員

今、喜納委員がおっしゃったことは、理解できる場所もあるのです。それで、瀬平委員からもでしたが、最低賃金云々の前に、賃金をどんどん上げて優秀な社員を得よう。他社で待遇に不満を持っている社員を招き入れようとするのことは、これは致し方ないと思いません。それはそれで優秀なことだし、優秀な事業体でしょうから、ただそれで社員がどんどんはがされて、事業所として成り立たなくなる企業、また、最低賃金すらとてもではないが採算に合わなくて払えない企業、そういったところを最賃法は罰していくのです。我々は、そこを問題視しているだけのことで、当初より、上げられるところはどんどん上げて、その代わり上げられないというところで、社員が 1 人でも 2 人でもいけど最賃が払えないといたら、お上の方から罰せられるわけですから、そこだけを変えていただければ、何ら競争社会ですから、資本主義ですし、我々としては目をつぶらざるを得ない。何らかの工夫が足らなかった、努力が足らなかったというようなことは指弾されることはあるのかと思えます。そこだけは、私としては思っているところです。私の出身の印刷業界では、ほとんど一時金というのはなくなりました。毎月の給料だけです。ありがたいことに我が社では、年 2 回、もしくは、3 回、金額の

高は別にして払える体制ですけれども、ただ一般の企業、それ以上のある程度の規模の企業みたいに、協議、もしくは月給のかける何倍ということで、春前にしっかりと打ち出せないです。まだ、先々わからない。一時金は出すけれど。我が社の場合は、月給が上がったら、年間のトータル予算というのは、あまり変えられないので、一時金の原資をそちらにスライドして、一時金額が減るだけのことなので、だから最賃がどんどん上がったら、夏、冬、春の決算云々、そこがただ減るだけのことなのです。うちとしたら。どんどん景気が良くなって売り上げも、いろんな経費も機械化によって安くなれば、いろんなことが可能かもしれませんが、部会長考えてみません。平成の中で 30 年間デフレ云々で、我々が戦っている労働職というのは、中国だったわけですから、あれだけ安い賃金のところに、いろんなものの生産が行って、それを国内で我々流通させているから、この賃金で現れるわけではないです。だから景気は良くはならない。世界中から取り残される。中国が、ベトナムを含めて日本を追い越せば話は別なのでしょうが、そういった中で、30 年間やってきたというようなこと。先ほど喜納委員がおっしゃったように、それでも優秀な企業はあるわけですから、それに対して軍門に下らなければいけなければ、それは下ります。ただ、罰則を施してあんたが努力不足だからダメというふうに指弾するのはいかなものかということをし添えておきます。以上です。

○ 山本部会長

ありがとうございました。最賃で罰せられる。さらに、これは当然最賃の違反をすると、その最賃の額で払ったとみなされるので、労働者には払わなくてはいけなくなる。こういう強制があるという法制度が良いか悪いかどうかというのが、私はそういう法制度が出来上がっていますので、それを否定するつもりはありませんが、様々なご意見があろうかと思えますし、企業の存続についても、最賃を払えないような企業は撤退しなさいと言おうと思えば言えますし、しかし、事業者の側からそれが言えるとは到底思えませんし、そういった様々な立場の違い、大きな事情の違い、背景に抱えておられるものが、それぞれ違うというふうに理解できるのかなと思います。双方とも、それなりの筋の通ったご主張があったのだらうと思っております。そこで、まだ間に 4 円の格差がございますので、これ以上平場で議論を進めても、これが縮まるとは思えませんので、ここで個別協議に移らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

それでは、少し公益で協議した後にお呼びしますので、別室でお待ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

(個別協議)

○ 山本部会長

それでは、再開します。

当専門部会は、7 月 22 日の第 1 回専門部会に続いて、8 月 5 日、8 月 8 日、本日で 4 回に亘

り審議を重ねてまいりました。

公益委員としましては、あくまでも全会一致を目指して、個別協議を行ってきたわけですが、双方様々なご主張があり、あるいは、基本的な現状認識、最低賃金の意味といったところでの基本認識は、違いはないと理解はしておりますが、現状の経済状況、コロナの現状、あるいは、様々な要因を考慮しても、やはり労働者と使用者との基本的な立場の違いというところがありますので、その点からして、現時点で労働者側は34円、使用者側は30円ということで、これ以上、歩み寄ることが困難であるということになっているかと思えます。そこで、これ以降、公益委員見解を示すことによって、採決に付したいと考えております。これから暫時休憩時間を取りたいと思っておりますけれど、その前に、公益委員見解の中で、何か双方ともご主張されたいことがあれば、最後の機会として、ここでお示しいただければと思えますが、いかがでしょうか。何かありますでしょうか。労側は先ほど資料に基づいて述べていただきましたが、使側の方から何かありますでしょうか。お願いいたします。

○ 瀬平委員

公益委員見解がいくらになるかはわかりませんが、今の最低賃金を引き上げるという状況下において、これまでも企業側の厳しい経営環境というのを申し述べてきましたが、目安額に引き上げる状況下であっても、お願いしたいのは、中小の事業者に対する支援ということで、最低賃金の値上げ分を支払える環境の整備、具体的には、コロナの影響、原材料費の高騰、ゼロゼロ融資の返済、加えて、最低賃金の上昇がありますので、経営環境厳しくなっています。このために、事業者も生きていかなければいけない。経営をしていかなければいけない。そのための行政側からの支援をお願いしたいと思えます。

そして2つ目に、事業者としては、私が話を聞いたのですが、これまでも述べましたが、引き上げはできるだけしたいという思いも事業者の方は言うておられます。しかし、現在の経済状況とか、鹿児島県の産業の力とか、そういう状況ではなかなか賃金を引き上げて支払うというのは困難というような状況もありますので、稼ぐ力とか、知事もおっしゃっておりますが、鹿児島県の産業がもっと稼げるような支援とか、企業も努力はしようとしておりますが、我々の団体も事業者に対して、そのような支援もやっているのですが、やはり行政側の方からも、行政というのは、国もありましたし、県もありますし、市町村もあります。そういう行政側からも企業を支える支援、支えるというのは単に金を出すというのではなくて、経営が稼ぐような、収益を上げられるような努力をする企業に対する支援策とか、いろんな方策とか、あるとは思いますが、そういうのを是非、国、県、市町村を含めてお願いできればと思えます。そうして経済が循環していけば、賃金もより多く支払えるという経済状況がなってくると思えますので、そういうことをお願いしたい。

次に、大きな2つ目ですが、国の方、政府の方には、早く経済の好循環を生み出していけるような大型の経済対策、これらを実施していただければ、ありがたいと思っております。

最後ですが、これまでの議論にもありましたが、税制とか、社会保障の一体的な見直しをお願いしたい。人手不足が深刻化している地方におきましては、最低賃金の引き上げに伴いまして、パートの従業員の方々が、就業調整を加速化することも予想されますので、政府におきましては、最低賃金の引き上げと合わせて、税制及び社会保険制度も一体的に見直しを行っていただき、パート従業員の就業調整の抑制とか、そのようにならないような形でお願いした

いということです。税制に関しましては、賃金をアップする中小企業者に対しても、法人税、市民税、それから県の信用保証協会が出している保証の減免、様々なものがありますので、そちらもご配慮いただければありがたいかなと思っております。以上です。

○ 山本部長

ただ今、使側の方から様々な事業者に対する支援、行政に対する要望事項がいくつか述べられたかと思いますが、今の点につきまして、労側から何かご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 日高委員

今言われたことは、労側としてもまったくそのとおりだろうと思っておりますので、是非、今言われた支援策の拡大、拡充をはじめ公益委員見解の中で盛り込んでいただければと思いますし、合わせて、原材料費、燃料費も今後上がっていくのだということも議論にありましたので、そういった上昇分のコストを適正な取引に反映されるような環境づくりについても実施していただけるよう国、県に要望としてあげていただければと思っております。以上です。

○ 山本部長

ほかに何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見を受けまして、今から休憩をしまして、公益委員見解をお示しする準備をしたいと思っておりますので、一旦ご退席をお願いいたします。

(休憩)

○ 山本部長

それでは、平場の審議を再開させていただきます。ただ今、公益委員見解作成しましたので、事務局は配ってください。

読み上げることで、提案に代えさせていただきます。

公益委員の見解。令和4年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

1、中央最低賃金審議会の目安小委員会では、地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。

2、最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこと。直近2年間は、コロナ禍の影響を踏まえた審議を行ってきたが、社会活動の正常化も進み、経済も回復基調にあること。急激な物価上昇に見舞われる中、労働者の生活は苦しく、物価上昇も本年の審議の重要なポイントであること。地域間格差は、労働力の流出につながり、中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかること等の労働者側からの見解について考慮した。

3、最低賃金は、近年、一昨年を除き3%台の大幅な引上げが続き、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないこと。昨年の目安額は、コロナ禍の非常に厳しい中、過去最大の引上げが提示され、結果、国の意向に重きを置きすぎ、苦境におかれた事業者の経営実態を無視した引上げとなったこと。全体としては、景気は改善傾向にあり、物価高が進んでいることから、賃上げの社会的要請があることは認識しており、一定程度の引上げは容認しなければならないこと。K字型回復の中、コロナ禍の影響が深刻な業種における支払い能力にもしっかりと焦点を当てた議論が必要なこと。最低賃金は、法が定める3要素に基づき、目安を参考に公労使が真摯に議論して決定されるべきであること等の使用者側からの見解について考慮した。

4、地元経済の活性化のためには消費が増えなければならないが、消費者物価が上昇する中で消費を拡大させるためには、賃金の引上げ、企業収益の改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。また、地域間格差の拡大是正は重要な課題であり、地域間格差縮小への配慮も引き続き必要である。

そこで、コロナ禍や原材料費等の高騰による影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を強く求めたい。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、32円引上げて、令和4年度の最低賃金を853円としたい。

こういうことでございます。先ほど、ご要望のありました使側からの様々な対策、要望につきましては、公益見解に具体的に盛り込むよりも、本審の答申の中で、付帯決議として盛り込むほうが、今後、使い勝手もよかろうと判断しまして、公益見解ではかなり抽象的な支援に強化を求めるということに止めまして、具体的には本審の答申の中で触れていきたいということで、このようなご提案に至りました。以上が、公益委員見解であります。

また、適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最低賃金において賃金に算入しないものにつきましては、従来どおりといたしまして、効力発生日も、法定どおりとするということになるかと思えます。

以上の見解をもちまして、当専門部会の結論としてよろしいかどうか、採決に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決めるとなっております。

以上でございます。

○ 山本部会長

ありがとうございました。議事の決め方は、今、事務局よりご説明があったとおりになります。

それでは、お諮りいたします。公益委員見解に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。

次に、反対の委員は挙手をお願いします。ありがとうございます。

○ 山本部部长

採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は5名、反対の委員は3名、棄権の委員はございませんでした。従いまして、賛成多数により、ただ今の公益委員見解を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。なお、この結論につきましては、本審において、松枝部部长代理から報告していただくこととなります。

部会報告書の作成について、事務局から報告をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

結審時に作成する部会報告書でございますが、本年度も昨年度と同様に、生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に、別紙としてこれを示す資料を添付させて頂きたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。

○ 山本部部长

結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを、別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部部长

それでは、ご異議ないものとして扱わせていただきます。事務局は報告文の準備をお願いいたします。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

○ 山本部部长

それでは、再開をいたします。今、お手元に配っていただきました報告書です。この報告書を読み上げることで、代えさせていただきます。

令和4年8月10日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県最低賃金専門部会部部长、山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和4年7月4日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方に基づき最新のデータにより令和2年10月3日発効の鹿児島県最低賃金、時間額793円は令和2年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。なお、本件の審議に当たった専

門部会の委員は下記のとおりである。記。公益代表委員、原田いづみ、松枝千鶴、山本晃正。労働者代表委員、喜納浩信、白石裕治、日高実禎。使用者代表委員、岩重昌勝、瀬平秀人、濱上剛一郎。

別紙1を開けていただいて、鹿児島県最低賃金。1、適用する地域、鹿児島県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間853円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生日、法定どおり。

別紙2につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということで、生活保護費につきましては、比較対象者が18歳から19歳の単身世帯者、対象年度は令和2年度、生活保護費はここに書いてあるとおりです。

生活保護に係る施策との整合性については、上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった、ということであります。すべてを読みませんが、今の説明で代えさせていただきます。

報告書の内容につきましては、以上です。

○ 山本部長

どうも長時間のご審議ご苦勞様でした。

本日が最後の部会ということになります。事務局より何かご連絡ありますでしょうか。

○ 松下賃金室長補佐

専門部会の結審に伴います本審につきましては、第1回本審の際にあらかじめ協議していただきましたとおり、第3回本審は、本日の15時から、場所はこの第2会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 山本部長

それでは、第3回本審は 本日の15時からの開催ということでよろしくお願いいたします。

それから、本審の際には、使用者側からのご提案のほうは、お願いできればと思います。

本日が最後の専門部会ですが、事務局より他に何かありますでしょうか。

○ 中村労働基準部長

鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、7月4日に局長より改正に係る諮問をさせていただき、当専門部会を設置のうえ、7月22日に第1回専門部会を開催し、本日まで4回に亘って専門部会を開催し、審議していただきました。

今年度も、非常に暑い中での開催になりましたが、委員の皆様には、業務ご多忙の中、ご出席いただき、また山本部長を始め、委員の皆様方には、真摯なご審議をしていただきまして心から厚くお礼申し上げます。

今回の結論につきましては、全会一致には至りませんでした。本年は、C、Dランクの目安額が30円と過去最大の額が示され、最低賃金が連日大きく報道されるなど審議に対する注

目度が極めて高い中、公・労・使それぞれのお立場で、多大なご尽力の上で出された結果であり、改めまして感謝申し上げる次第でございます。

今後は、第3回本審が開催され、その中で部会長報告がなされることになっておりますが、引き続き各委員の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

それでは、最後に議事録確認者を指名します。労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

以上をもちまして、第4回専門部会を閉会します。どうもご苦労様でした。